公示送達通知書

行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 51 条第 2 項の規定により送達すべき裁決書について、下記のとおり公示送達する。

なお、当該書類は当庁において保管しており、送達を受けるべき者はいつでもその交付を受けることができる。

記

1　送達を受けるべき者

住所　京都府京都市山科区東野井ノ上町 20
氏名　髙木　章

2　送達すべき書類

令和 8 年 11 月 6 日付け裁決書

3　公示送達の理由

送達を受けるべき者の住所及び居所が不明であり、書類を送達することができないため。

令和 8 年 11 月 25 日

長野県知事　阿部　守一

（問合せ先）
担　当　地域福祉課生活保護係
　　小林、間瀬
電　話　026-235-7130（直通）
メール　nagano-hogo@pref.nagano.lg.jp